

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の見直し（案）に対する意見の内訳

意見		対応方針	件数
			合計
			25
①前文			2
前文	基本方針前文1項1の「地球温暖化は、～最も重要な環境問題の一つである。」の追加見直しに賛同する。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	基本方針前文1項1の「このため、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）及び政府がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」の追加見直しに賛同する。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
②移動電話等			1
スマートフォン	備考7「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンには適用しないものとするとの修正について、当該項目を非適用とするのではなく、部品保有期間を3年以上とし継続すべき。	ご意見を参考とし、備考7を修正しました。	1
③家電製品			1
電気便座	備考1に「⑤幼児用大便器において用いるためのもの」を追加していただきたい。	ご意見を参考とし、備考1に追記を行いました。	1
④制服・作業服等			9
靴	判断の基準①について、エコマーク認定基準との整合から、「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。」の再生PET樹脂由来ポリエステル繊維の基準配合率を「40%以上」に修正願いたい。	昨年度の繊維製品に係る専門委員会において、再生PET樹脂配合率に係る基準について検討を行った結果、現行の判断の基準を維持することが適当とされたことから、原文のとおりとします。	1
	判断の基準①について、エコマーク認定基準との整合から、「ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。」を削除願いたい。	昨年度の繊維製品に係る専門委員会において、再生PET樹脂配合率に係る基準について検討を行った結果、現行の判断の基準を維持することが適当とされたことから、原文のとおりとします。	1
	判断の基準②について、「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。」を削除願いたい。エコマーク商品類型№143「靴・履物」には、製品使用後の「回収・リサイクルの仕組み（広域認定制度認定が前提での）」基準要件がなく、また、靴については広域認定制度の対象外であるため、当該基準への適合が物理的に困難であるため。	ご意見を参考とし、判断の基準②は削除しました。	1
	判断の基準③について、エコマーク認定基準との整合から、「再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。」の故繊維由来再生ポリエステル繊維製品の基準配合率を「25%以上」に修正願いたい。	昨年度の繊維製品に係る専門委員会において、故繊維から得られるポリエステル繊維に係る判断の基準を設定することとされ、故繊維を原料として積極的に活用する観点から、配合率を10%以上としています。したがって、原文のとおりとします。	1

意見	対応方針	件数
靴 判断の基準④について、「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。」の追加修正に賛同する。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
判断の基準⑤について、「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。」を削除願いたい。エコマーク商品類型№143「靴・履物」には、製品使用後の「回収・リサイクルの仕組み（広域認定制度認定が前提での）」基準要件がなく、また、靴については広域認定制度の対象外であるため、当該基準への適合が物理的に困難である。	ご意見を参考とし、判断の基準⑤は削除しました。	1
配慮事項③について、「甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。」に修正願いたい。 現行基本方針の「電子計算機」や「自動車」の【配慮事項】基準を同様に「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」も追加修正すべきと考えるため。	ご意見を参考とし、配慮事項③を修正しました。	1
見直し案では、判断の基準の「甲材の繊維部分全体重量」との整合性がとれていないため、備考2について、「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。」を「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から付属品等の重量を除いたもの全ての繊維部分重量をいう。」に修正願いたい。 また、併せて、備考)に「付属品等」とは、JIS S5050（革靴）の付表1「各部の名称」番号1～6を除くものをいう。」を追加願いたい。	備考2は、「靴」のみではなく制服及び作業服にも適用されるものです。また、ご意見の箇所については、「～等の付属品の重量を除いたものをいう。」としており、付属品が除かれることは明確であることから、原文のとおりとします。	1
備考11のイについて、「家庭用品品質表示法又はその施行令、規則に基づく表示を十分確認すること。」に修正願いたい。	クリーニングを行う対象は、制服又は作業服であることから、ご意見を参考に、備考11を修正しました。	1
⑤作業手袋		4
作業手袋 判断の基準①・②・③については、エコマーク商品類型NO.103との整合から「製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)」を「製品全体重量比(繊維部分重量であって、すべり止め塗布加工等部分を除く。)」に修正願いたい。 また、備考)に「すべり止め塗布加工等部分」とは、ゴム、プラスチックによる加工部分又はゴムバンド、ホック等の付属品部分をいう。」を追加修正願いたい。	現行の判断の基準（①再生PET樹脂配合率及び②ポストコンシューマ材料配合率）との整合を図るため、製品全体重量比及びすべり止め塗布加工部分の定義については原文のとおりとします。	2
判断の基準③について、エコマーク認定基準との整合から、「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が20%以上であること。」を「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（繊維部分重量であって、すべり止め塗布加工等部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。」に修正願いたい。	ご意見を参考とし、判断の基準③を修正しました。 なお、判断の基準の対象となる品目の明確化を図るため、「主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。」に修正しました。	2

意見		対応方針	件数
⑥設備			1
節水機器	現在の案では、建築物省エネ法における節湯水栓の規定と整合していないため、判断の基準<個別事項>⑤について、シャワーヘッドを水栓とし、「手元止水機能付水栓」にあっては、吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機能を有していること。」とすべき。 また、判断の基準<個別事項>⑥について、シャワーヘッドを水栓とし、「小流量吐水機能付水栓」にあっては、シャワーヘッドからの吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。」とすべき。併せて、備考に以下を追加すべき。「手元止水機能付水栓」は、台所用又はシャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。「小流量吐水機能付水栓」は、シャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。	ご意見を参考とし、判断の基準<個別事項>⑤及び⑥を修正しました。併せて備考を追記しました。	1
⑦役務			7
食堂	判断の基準に「食堂で使う洗剤については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。」を追加すべき。	PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の指定化学物質は、当該物質のリスクを評価・認識し、適切に管理を行った上で使用することを目的としたものであり、有害性がある、有害性のリスクが高い等の物質については、他の法令により規制されていることから、原文のとおりとします。	1
	備考に、「判断の基準の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。（PRTR指定化学物質）」を追記すべき。		1
清掃	判断の基準②を、洗面所の手洗い洗剤としては、資源有効利用と生物多様性に配慮した観点から、廃食油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること」とすべき。	ご意見を参考とし、新たに配慮事項③として、洗剤の原料に動植物油脂が使用される場合には持続可能な原料が使用されていることを設定しました。	1
	配慮事項⑤について、「清掃に使用する床維持剤、洗浄剤、洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること」とすべき。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 なお、判断の基準⑤は、床等の清掃に用いられるワックスや洗浄剤等の揮発性有機化合物に関する基準として設定されたものであり、洗剤は対象としていません。	1
	備考5の文末に、「（PRTR指定物質）」と追記すべき。指定化学物質はPRTR指定物質である旨、併記する方がより理解し易いため。	PRTR法はいわゆる通称であり「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が正式な法律名称であることから、原文のとおりとします。	1
庁舎管理	環境省の事業で本年度発足した「エコチューニング技術者」及び「エコチューニング事業者」の活用を明確に位置付けられるようにすべき。	配慮事項③において、庁舎における省エネルギー・低炭素化に係る各種手法として、今後のエコチューニングの実施等を視野に入れ、エネルギー使用状況等の詳細分析・評価を設定しています。	1
	庁舎管理について、民間に委託した場合「1年契約」ではPDCAサイクルが回らないため、複数年契約を試みてほしい。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 なお、備考11のアにおいて複数年契約の場合はPDCAサイクルの構築に努める旨記載しています。	1